

清里町に定住・移住される方を支援します

清里町に移住や定住される方へ助成制度を設けました。

移住支援

【対象物件】

清里町内の下記に該当する物件が対象です。

- 居住用として新築する住宅
- 居住用として購入する住宅（建売住宅）
- 居住用として購入する中古住宅

【申込者の要件】

- 清里町内に居住する住宅等の所有がないこと
- 住宅取得後5年以上の居住が見込まれる方
- 住宅所得後に所有権者となること（持ち分所有を含む）
- 申込時において65歳未満の方
- 市町村民税等公租公課において滞納のない方
- 過去1年間清里町内に住所を有していない方
- 清里町内において3親等以内の親族が営む事業に従事しない方



【交付金額】

- 新築住宅を購入される方は1件50万円
- 中古住宅を購入される方は取得価格を交付額とし、上限50万円

次の要件を満たす場合は、下記の加算があります。

- 清里町内に営業所がある事業者で新築住宅を建設する場合50万円
- 小学生以下の子どもがいる場合1人につき50万円、上限100万円
- 30万円を限度にきよさと商品券で交付します。

【交付方法】

- 5年間の分割交付で行い、年1回交付します。
- 交付対象年に居住がない場合には交付を打ち切ります。

定住支援

【対象物件】

清里町内の下記に該当する物件が対象です。

- 居住用として新築する住宅
- 居住用として購入する住宅（建売住宅）
- 居住用として購入する中古住宅

【申込者の要件】

- 清里町内に居住する住宅等の所有がないこと（建て替えは除きます）
- 住宅取得後5年以上の居住が見込まれる方
- 住宅所得後に所有権者となること（持ち分所有を含む）
- 申込時において65歳未満の方
- 市町村民税等公租公課において滞納のない方

【交付金額】

住宅の固定資産税額を基準として算出します。

- 住宅所有権に持ち分がある場合はその持ち分相当額を交付します。
- 交付金額は千円未満を切り捨てとし、「きよさと商品券」で交付します。

【交付方法】

- 固定資産税額の確定から5年間交付します。
- 交付対象年に居住がない場合には交付を打ち切ります。